

## 協定項目の調整の基本方針（案）

## 1．基本的考え方

協定項目の調整にあたっては、堺市の制度を基本に、これまでの美原町の行政制度の経緯を尊重し美原町の住民サービスや住民生活に急激な変化をもたらさないよう配慮しつつ、次の5原則を総合的に勘案して実施するものとする。

## 一体性確保の原則

合併後、速やかな一体性の確保に努める。

## 福祉向上の原則

行政サービス及び住民福祉の向上に努める。

## 負担公平の原則

負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。

## 健全な財政運営の原則

合併後において健全な財政運営に努める。

## 行財政改革推進の原則

行財政改革の観点から事務事業の見直しに努める。

## 2．合併協議会への提案・協議の方法

合併協議会では、別紙様式1により、全事務事業調整項目について資料として提出する。

そのうち住民生活に密接に関わる事項や、両市町の合併協議にあたり重要と考えられる事項については、別紙様式2により調整案を具体的に提示し、協議する。

	事務事業名	調整方針
企画関係		
広報・広聴関係		
財務・会計関係		
総務関係		

< 調整案を具体的に提示する項目のイメージ >

堺市・美原町合併協議会の調整内容  
 専門部会名

協議項目			関係項目		
調整の内容					
現 況			調整の具体的内容		
堺 市		美 原 町			